

大分大学における公的研究費の不正使用防止計画

令和4年11月22日

研究費適正使用推進委員会

国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用の防止及び対応に関する規程第8条に基づき設置した「研究費適正使用推進委員会」において、公的研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な公的研究費の不正使用の防止に対応するため、「公的研究費の不正使用防止計画」を以下のとおり策定し、これを実施する。

1 公的研究費の不正使用の防止に向けた取組みの推進

国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用の防止及び対応に関する規程第8条に基づき、公的研究費の不正使用の防止に向けた取組みを推進する。

2 公的研究費の不正使用の防止に向けた具体的項目

(1) 公的研究費の不正使用の防止に関する意識の徹底

- ① 公的研究費の適正な執行が行えるよう、科学研究費補助金等の公募に係る説明会とあわせて研修会を開催する。
- ② 教職員その他法人の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者に対して、法人の不正使用防止対策である公的研究費の管理・監査の基本方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を把握する。
- ③ 公的研究費の不正使用の防止を図るため、研究者等に向けた「公正研究推進ハンドブック」を全教職員へ配布し、周知することにより、コンプライアンス（法令遵守）の意識を徹底する。
- ④ 公的研究費の不正使用防止計画について、公的研究費の不正使用を発生させる要因を法人全体と部局固有のものに分類し、別紙のとおり策定・実施する。

(2) 誓約書の徴取

法人が機関経理として扱う全ての経費を公的研究費の不正使用の防止の対象としており、法人の職員その他法人の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者に対して、関係法令等を遵守する必要があるため、誓約書の提出を求める。また、業者との癒着防止の観点から、業者からも誓約書の提出を求める。

(3) 物品検収の確実な実施

- ① 法人に納入される全ての物品の検収は、原則、検収センターで実施する。なお、発注者に納品される前に、発注書、納品書により検収を実施する。
- ② 業者に検収ルールを周知し、業者との癒着を防止する。

(4) 出張の事実確認

- ① 旅行伺兼旅行命令（依頼）簿の事前提出を徹底する。
- ② 出張目的が、競争的資金等の交付目的に合致しているかの確認を徹底する。
- ③ 出張事務の担当部署等は、必要に応じ、出張の事実確認を行うことがある。

(5) 内部監査の実施

- ① 監査室は、研究費適正使用推進委員会と密接な連携を図り、定期または必要に応じて、内部監査を実施する。
- ② 監査室は、内部監査を行った結果を取りまとめ、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、学長に対して必要な措置を講じるよう求める。

(6) 公的研究費の不正使用に係る告発の取扱い

- ① 公的研究費の不正使用に係る告発については、「国立大学法人大分大学公益通報取扱規程」及び「国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用の防止及び対応に関する規程等に関する規程」に基づき適正に取り扱う。
- ② 告発の方法と併せて、告発者及び調査協力者を保護するためのルールについても学内外に周知徹底を図り、その保護に十分留意する。

3 公表

公的研究費の不正使用の防止に関する取組み、法人としての責任体制、関係規程及び相談・通報窓口等について、ホームページにより公表する。

4 公的研究費の不正使用防止計画の見直し

上記の項目は、公的研究費の不正使用の防止のため、当面取り組むべき措置を掲げたものであることから、今後も継続して公的研究費の不正使用を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。